

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 8 月 8 日

DCMホールディングス株式会社

2025 年 8 月 8 日

株式交換に係る事前開示書面

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
DCMホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 石黒 靖規

当社と株式会社エンチャー（以下「エンチャー」といい、当社とエンチャーを総称して「両社」といいます。）は、2025 年 5 月 9 日に開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）のため、当社を株式交換完全親会社、エンチャーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2025 年 5 月 9 日付で、両社の間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容

① 本株式交換契約の締結

エンチャーは、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、エンチャーを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容につきまし

ては、別紙1に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

エンチャーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社がエンチャーの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）においてエンチャーが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

③ 特別損失の計上

エンチャーは、エンチャーが保有する一部店舗及び一部賃貸不動産の建物等固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、2025年3月期第4四半期において減損損失110百万円（通期累計は273百万円）を特別損失に計上いたしました。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、エンチャーとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、エンチャーを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容
次頁以降をご参照ください。

株式交換契約

DCMホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エンチャー（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

- ① 商号：DCMホールディングス株式会社
- ② 住所：東京都品川区南大井 6-22-7 大森ベルポートE館 15 階

(2) 乙（株式交換完全子会社）

- ① 商号：株式会社エンチャー
- ② 住所：静岡県富士市中央町 2 丁目 12 番 12 号

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2025 年 9 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第 790 条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（第 7 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に 0.85 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.85 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

- 3 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める金額とする。

第6条（承認の手続）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
- 2 乙は、効力発生日前日までに、乙の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の処分）

- 1 甲は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間に、2025年2月28日時点の甲の株主に対して1株あたり23円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
- 2 乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間に、2025年3月31日時点の乙の株主に対して1株あたり10円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 9 日

甲：東京都品川区南大井 6-22-7

大森ベルポートE館 15 階

DCMホールディングス株式会社

代表取締役社長兼COO 石黒 靖規



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 9 日

乙：静岡県富士市中央町 2 丁目 12 番 12 号
株式会社エンチャー
代表取締役社長 遠藤 秀男



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	エンチャー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.85
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：5,812,153株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

エンチャーの普通株式（以下「エンチャー株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.85株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社株式5,812,153株（予定）を、基準時におけるエンチャーの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、当社を除きます。）に対して割当交付する予定です。また、交付する株式は、当社が保有する自己株式5,812,153株を充当する予定です。

なお、エンチャーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する株式数は、エンチャーによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるエンチャーの株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるエンチャーの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、エンチャーはSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、ファイナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社においては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから 2025 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

エンチャーにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である SMB C日興証券から 2025 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、本株式交換により見込まれるシナジーの内容やエンチャーが上場廃止に至った場合のメリット・デメリット等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、SMB C日興証券から 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率の算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内であることに加えて、エンチャー株式 1 株に対して当社株式 0.85 株という本株式交換比率は、本株式交換契約締結日の前営業日（2025 年 5 月 8 日）を算定基準日（以下「本算定基準日」といいます。）として、本算定基準日の終値による株価比率、同日までの直近 1 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、同日までの直近 3 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均に対して、それぞれ 39.1%、39.6%、38.3%及び 37.0%のプレミアムを加えた比率であるところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2025 年 4 月 30 日までに公表され、かつ、株主総会で可決された、株式交換による完全子会社化案件（ただし、株式交換比率公表前営業日のプレミアムがディスカウントとなっている案件、不成立案件、REITを対象とする案件、TOB後の完全子会社化手法として株式交換を実施した案件及びリークにより株価への影響があったと考えられる案件を除く。）における比率公表前営業日の終値による株価比率、同日までの直近 1 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、同日までの直近 3 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均に対するプレミアムの平均値（それぞれ 20.8%、21.6%、22.0%及び 21.0%）及び中央値（それぞれ 18.4%、20.8%、18.0%及び 17.7%）を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、エンチャーの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社がそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆様の

利益に資するものであるとの判断に至り、2025年5月9日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である山田コンサル及びエンチャーの第三者算定機関であるSMB日興証券は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本経営統合において記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

山田コンサルは、当社については、当社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。エンチャーについては、エンチャー株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、当社については、東京証券取引所プライム市場における本算定基準日の終値、本算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用し、エンチャーについては、東京証券取引所スタンダード市場における本算定基準日の終値、本算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いたエンチャーの利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、集客力の強化や粗利率の改善、積極的な出店・投資により、営業利益について、2025年3月期においては120百万円であるのに対して、2026年3月期においては256百万円となる予定であることから、対前年度比約113%の増益になることを見込んでおり、2027年3月期においては対前年度比約95%の増益、2028年3月期においては対前年度比約46%の増益、2029年3月期においては対前年度比約48%の増益になることを見込んでおります。その他の事業年度においては大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

なお、エンチャーの利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のエンチャー株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.59 ～ 0.63
DCF法	0.46 ～ 0.99

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っており

ません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、エンチャーから提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、エンチャーの経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025年5月8日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

SMBC日興証券は、当社については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。エンチャーについては、エンチャー株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況の評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、当社については、東京証券取引所プライム市場における本算定基準日の終値、本算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、エンチャーについては、東京証券取引所スタンダード市場における本算定基準日の終値、本算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

また、SMBC日興証券がDCF法の前提としたエンチャーの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、集客力の強化や粗利率の改善、積極的な出店・投資により、営業利益について、2025年3月期においては120百万円であるのに対して、2026年3月期においては256百万円となる予定であることから、対前年度比約113%の増益になることを見込んでおり、2027年3月期においては対前年度比約95%の増益、2028年3月期においては対前年度比約46%の増益、2029年3月期においては対前年度比約48%の増益になることを見込んでおります。

なお、算定に使用したエンチャーの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、当社の時価総額はエンチャーに比して相応の規模を有しており、当社株式は市場内で十分な流動性が確保されていることから、市場株価法を最も妥当性が高い評価方法と判断しました。そのため、当社株式の評価方法としては、市場株価法のみを採用しており、当社の財務予測は算定に使用しておりません。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のエンチャー株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.60 ～ 0.62
DCF法	0.62 ～ 1.54

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は

査定の依頼も行っておりません。加えて、エンチャーから提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、エンチャーの経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。SMB C日興証券の算定は、2025年5月8日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2025年9月1日（予定）をもって、エンチャーは当社の完全子会社となりますので、エンチャー株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2025年8月28日に上場廃止（最終売買日は2025年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、エンチャー株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりエンチャーの株主の皆様へ割当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所プライム市場での取引が可能であることから、基準時においてエンチャー株式を118株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを行う可能性はあるものの、1単元以上の株式について引続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性は確保できるものと考えています。

他方、本株式交換により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、東京証券取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、当社に対して単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、エンチャーの株主の皆様は最終売買日である2025年8月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するエンチャー株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他の関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、当社は佐藤総合法律事務所を、

エンチャーはシティユーワ法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。なお、佐藤総合法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、両社との間には、当社は、2025年2月末時点で子会社であるDCM株式会社を通じてエンチャー株式を2,000株（エンチャーの発行済株式総数の約0.029%に相当）保有し、また、エンチャーは、2025年3月末時点で当社株式を7,075株（当社の発行済株式総数の約0.005%に相当）保有しているものの、その他に特段の人的関係や取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないと考えられることから、上記(4)「公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、エンチャーの株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が決定いたします。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の拡大、株式市場の活況などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、円安の継続や原材料価格の上昇による物価高が家計を圧迫し、消費者の節約志向が強まるなど、依然として個人消費は力強さを欠く状況が続いております。また、2025年より国際情勢の不安定化が一層進み、先行きの不透明感も拭えない状況にあります。

ホームセンター業界においては、業種や業態の枠を超えた競争が一層激化する中、人手不足解消に向けた人件費増加に加え、販売費及び一般管理費が増加傾向にあることや、天候不順による季節商品の売上不振などの要因が重なり、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループは、創業85周年、ホームセンター開設50周年の節目となる当連結会計年度を、事業基盤の再構築と持続的成長への転換点と位置づけ、成長事業の伸化と既存事業の深化による経営力の強化に取り組んでまいりました。特に、従来からの重点課題である「収益力向上」「集客力強化」「働き方改革」の3つの施策について、市場環境の変化を踏まえた再検討を行い、より効果的な施策の推進に努めました。

「収益力向上」では、物価高騰への対応として、仕入先との交渉や仕入れルートの見直しを実施し、値入率の改善を図ることで売上総利益率の向上に努めました。「集客力強化」においては、既存顧客の満足度向上と来店促進、新規顧客の獲得を目的に、周年記念商品の販売や特別リフォームプランの提供を行いました。さらに、楽天ポイントのボーナスポイント付与を実施し、9月にはホームセンター開設50周年を記念して「エンチョープレミアム商品券」を発売し、多くのお客様にご利用いただきました。「働き方改革」に関しては、店舗の自動発注システムの最適化を進め、商品ごとの発注マスタのメンテナンスや納品スケジュールの見直しを行うことで、発注・荷出し作業の効率化を図りました。併せて、商品在庫量の適正化を推し進めることで、在庫管理にかかるコストの削減を図りました。

店舗につきましては2024年5月、静岡県静岡市の「ジャンボエンチョー下川原店」をリニューアルオープンいたしました。11月には当社1号店である静岡県富士市の「ジャンボエンチョー富士店」を、開設50周年に合わせてリニューアルオープンいたしました。当連結会計年度の新規出店はありませんでした。この結果、当連結会計年度末における店舗数は57店舗（ホームセンター23店、ハードストック11店、ダイソー2店、ズースクエア3店、カーサ2店、スウェン16店）となりました。

販売の状況につきましては、ホームセンター事業においては、生活必需品である日用品の販売が伸長し、住宅省エネ補助金により、外壁塗装や浴室等のリフォームが堅調に推移した一方で、エクステリア資材やインテリア用品、収納家具等の低迷により売上高は減少しました。専門店事業においては、ハードウェアショップは、夏の猛暑対策商品として空調服等の夏物衣料やエアコン取付部材等の販売好調により売上高が増加しました。アウトドアショップは主要のキャンプ関連においてレジャー用品が好調な一方でテントの販売が減少し、またアウトドアウェアは流通拡大により供給量が増えたものの販売は伸び悩み、売上高は減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は33,228百万円（前期比96.8%）、営業利益は120百万円（同58.9%）、経常損失は55百万円（前期は53百万円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、一部店舗の固定資産における減損損失を特別損失に計上したこと等により、48百万円の損失（前期は413百万円の損失）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

＜ホームセンター事業＞

① D I Y用品

経済産業省主導の省エネキャンペーン補助金により、リフォーム需要に関連したキッチン、バス、トイレ等の省エネ住設機器や工事加工関連は好調に推移しました。一方で物価高騰の影響が続く、木材等の素材、電動工具、塗料等のDIY関連商材は、販売が伸び悩み、前期を下回りました。

この結果、売上高は7,439百万円（前期比96.8%）となりました。

② 園芸・ペット・カーレジャー用品

園芸・エクステリア関連では、夏の猛暑や相次ぐ天候不順により、苗や生花等の生物や肥料・薬品・用土、エクステリア資材等全般で前期を下回りました。ペット関連は、ズースクエア各店は堅調に推移したものの、犬猫のフードや用品が苦戦したことにより前期を下回りました。カー・レジャー用品では、アウトドア関連が前年を下回って推移したことに加え、自動車のメンテナンスの複雑化により、オイル等のメンテナンス用品が苦戦したことで前期を下回りました。

この結果、売上高は8,983百万円（前期比95.2%）となりました。

③ 家庭用品

節約志向による内食増加により、調理家電や必需品である洗剤等の消耗品が前期を上回りました。一方でカーペット・カーテン等のインテリア用品やプラスチック収納、組立家具等の収納用品は前期を下回りました。

この結果、売上高は7,863百万円（前期比98.5%）となりました。

＜専門店事業＞

ハードウェアショップは、空調服等の作業用品やエアコン取付部材等の配線器具、建築金物・電気部材等のリフォーム資材が好調に推移したことにより前期を上回りました。アウトドアショップは、レジャー関連商材は堅調に推移しましたが、ウェア商材はブームの落ち着きにより販売は伸び悩み前期を下回りました。

この結果、売上高は7,904百万円（前期比97.1%）となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業には、木材およびDIY関連商品の卸売事業、ソフトウェアの開発・販売事業、ビルメンテナンス業務の受託事業およびショッピングセンターの運営管理等が含まれております。このうち、木材およびDIY関連商品の卸売事業が伸び悩みました。

この結果、売上高は1,037百万円（前期比95.8%）となりました。

事業区分別売上高（連結）

（単位：百万円）

事業区分		期 別	第63期 （2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで）		第64期(当連結会計年度) （2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで）		前期比
			売上高	構成比	売上高	構成比	
			D I Y 用 品	7,684	22.4%	7,439	22.4%
	園芸・ペット・カーレジャー用品	9,435	27.5	8,983	27.0	95.2	
	家 庭 用 品	7,984	23.3	7,863	23.7	98.5	
ホ ー ム セ ン タ ー 事 業		25,104	73.1	24,286	73.1	96.7	
専 門 店 事 業		8,139	23.7	7,904	23.8	97.1	
そ の 他 の 事 業		1,082	3.2	1,037	3.1	95.8	
合 計		34,326	100.0	33,228	100.0	96.8	

- （注） 1. ホームセンター事業の構成店舗は、「ジャンボエンチョー」、「ホームアシスト」、「ズースクエア」、「カーサ」および「ダイソー」の各店舗であり、同事業の取り扱い商品区分の構成内容は次のとおりであります。
- D I Y用品（木材、住設、塗料、工具等）
 - 園芸・ペット・カーレジャー用品（園芸、エクステリア、ペット、カー用品、レジャー用品、文具等）
 - 家庭用品（日用品、インテリア、収納用品、電気用品等）
2. 専門店事業の構成店舗は、「ハードストック」、「スウェン」の各店舗であります。
3. その他の事業には、子会社の株式会社ジャンボ、株式会社システック、株式会社ジェイ・イー・サービスが行う各事業および商品供給が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は325百万円で、その主要なものは「ペイドリーム清水」、「ジャンボエンチョー下川原店」の改修工事費用、ならびに空調更新等の店舗設備改修費用であります。

(3) 資金調達の状況

資金の効率的な調達のため、主要取引金融機関と総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

国内景気は緩やかに回復しているものの、海外の関税政策や資源価格の高騰、為替変動の影響により、世界経済の不確実性は高まっており、先行きは依然として不透明な状況です。

こうした環境の中、当社グループは2023年3月期から2025年3月期を対象とした中期経営計画を策定し、定量目標の達成に加え、「収益力向上」「集客力強化」「働き方改革」の3本柱を中心に施策を展開してまいりました。これまで、利益率の改善やコスト削減の徹底に取り組み、経営基盤の強化を進めてきましたが、急激に変化する市場環境や経済情勢により、中期経営計画で掲げた目標や前提条件との乖離が生じる結果となりました。

このような状況を打開するため、2026年3月期においては、利益率改善と店舗業務の効率化を最優先課題とし、「現場力の再生」をスローガンに掲げ、現場での実行力を高めることで、各事業が持つ知見や強みを最大限に活かし、価値ある商品を鮮度の高い情報と共に、タイムリーに提供できるようサービス力の向上を目指してまいります。

主力事業であるホームセンターにおいては、生活コストの低減に資する魅力的な価格と機能を備えた商品の販売を強化します。加えて、商品に関する情報を提供するQRコードの設置を進めるなど、お客様の購買意欲を刺激する商品提案とセルフ購入支援を両立する売場への転換に取り組んでまいります。また、商品研修の拡充によって従業員の知識向上を図り、均質で質の高いサービスの提供に注力してまいります。

各専門店事業においては、プロ仕様・高機能・高付加価値といった、お客様のニーズを先取りする商品をラインアップに取り入れます。取扱ブランドや商品構成の見直しを行い、より専門性の高い売場づくりを推進するとともに、専門店ならではの季節性やテーマ性を重視したイベントの実施などにより、オリジナリティを高めたサービスの提供と、お客様との関係性強化にも注力してまいります。

これらの施策を通じて、経営戦略の実行を担う現場の力を底上げすることで、経営体質の強化とお客様への最大限の利益還元を実現し、持続可能な成長を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第61期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第62期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第63期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第64期(当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	37,277	36,068	34,326	33,228
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	571	100	53	△55
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	406	△216	△413	△48
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	59.51	△31.64	△60.51	△7.08
総 資 産 (百万円)	36,243	36,726	36,547	34,911
純 資 産 (百万円)	9,802	9,419	9,306	9,039

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ジ ャ ン ボ	60百万円	100%	木材およびD I Y 関連商品の卸売
株 式 会 社 シ ス テ ッ ク	60	100	コンピュータ計算受託およびソフトウェアの開発、販売
株式会社ジェイ・イー・サービス	30	100	ビルメンテナンス、清掃、警備業務の受託およびショッピングセンターの運営管理

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの事業内容は、D I Y 用品、園芸・ペット・カーレジャー用品、家庭用品の販売を行う「ホームセンター事業」を基幹事業としております。

また、建築・土木・工具等の職人向けプロツールおよびアウトドアレジャー用品等の販売を行う「専門店事業」、木材およびD I Y 関連商品の卸売事業、ソフトウェアの開発・販売事業、ビルメンテナンス業務の受託事業およびショッピングセンターの運営管理等を含む「その他の事業」を営んでおります。

(8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

- ① 当社の主要な営業所
本社 静岡県富士市中央町二丁目12番12号
店舗等

県 名	店 舗	店舗数
神 奈 川 県	アウトドアショップ (スウェン)	1
静 岡 県	ホームセンター (ジャンボエンチョー、ホームアシスト)	20
	ハードウェアショップ (ハードストック)	9
	ペットショップ (ズースクエア)	2
	ホームファッションショップ (カーサ)	2
	アウトドアショップ (スウェン)	11
	100円ショップ (ダイソー)	2
愛 知 県	ホームセンター (ジャンボエンチョー)	3
	ハードウェアショップ (ハードストック)	2
	ペットショップ (ズースクエア)	1
	アウトドアショップ (スウェン)	4
合 計		57

県 名	ショッピングセンター	数
静 岡 県	ベイドリーム清水	1
合 計		1

(注) 2024年9月1日付で「スウェンエアポートウォーク名古屋店」を閉店しました。

- ② 子会社の主要な営業所
株式会社ジャンボ
本社 静岡県富士市今泉453番地の1
株式会社システック
本社 静岡県富士市中央町二丁目12番12号
株式会社ジェイ・イー・サービス
本社 静岡県富士市中央町二丁目12番12号

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホームセンター事業	309名 (512名)	11名減 (13名減)
専門店事業	67名 (139名)	17名減 (6名減)
その他の事業	45名 (45名)	2名減 (2名増)
合計	421名 (696名)	30名減 (17名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー、準社員は () 内に年間平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
376名 (651名)	28名減 (19名減)	43.9歳	18.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー、準社員は () 内に年間平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,988百万円
株式会社静岡岡銀 行	3,814
株式会社三菱UFJ銀行	2,379
株式会社商工組合中央金庫	2,310
株式会社清水銀行	1,376

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 6,857,497株 (自己株式19,669株を含む)

(2) 株主数 1,339名 (前期末比52名増)

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社無量寿	1,515千株	22.17%
ナイス株式会社	617	9.03
エンチヨー共栄会	602	8.81
株式会社三井住友銀行	333	4.87
エンチヨー従業員持株会	235	3.45
遠藤健夫	205	3.01
遠藤敏東	203	2.98
株式会社ヤマタネ	116	1.70
株式会社三菱UFJ銀行	91	1.33
株式会社静岡岡銀行	88	1.29

(注) 持株比率は自己株式 (19,669株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	遠 藤 健 夫	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会副会長
代 表 取 締 役 社 長	遠 藤 秀 男	
取 締 役	岩 城 陽 介	コーポレート本部長兼関係会社担当
取 締 役	井 上 幹 世	つくる社会保険労務士法人代表社員 株式会社ツクリズム代表取締役
取 締 役	植 田 祐 一 郎	学校法人山脇学園非常勤理事
常 勤 監 査 役	長 谷 川 英 一	
監 査 役	中 野 里 高 紀	税理士法人望月会計事務所代表社員税理士
監 査 役	秋 津 芳 孝	株式会社妙典タウンセンター社外監査役

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役中村晴隆氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役井上幹世および植田祐一郎の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役中野里高紀および秋津芳孝の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中野里高紀氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役秋津芳孝氏は、長年にわたる金融業務の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役井上幹世、植田祐一郎および社外監査役中野里高紀、秋津芳孝の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. つくる社会保険労務士法人、株式会社ツクリズム、学校法人山脇学園、税理士法人望月会計事務所および株式会社妙典タウンセンターと当社との間には取引関係はございません。
8. 当社は一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会に加盟しておりますが、取引関係はございません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役井上幹世、植田祐一郎および監査役長谷川英一、中野里高紀、秋津芳孝の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60 (10)	60 (10)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (5)	14 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	75 (15)	75 (15)	— (—)	— (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議（2008年6月24日）による報酬限度額、取締役および監査役の員数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|---------------|----|----------|
| 取締役 | 8名（うち社外取締役0名） | 年額 | 300百万円以内 |
| 監査役 | 4名（うち社外監査役2名） | 年額 | 40百万円以内 |
3. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、2024年6月27日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

① 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬の配分は取締役会により決定いたします。但し取締役会が取締役社長に一任した場合は、経営企画室担当取締役および人事企画部担当取締役と協議の上、その内容に従って取締役社長が決定するものとしております。

② 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、各役員の役位、職責、業務内容および期待される職務執行内容をもとに、従業員給与の最高額および役員報酬の世間一般的な水準を勘案し算定した後に決定しております。報酬につきましては固定報酬を支給し、業績連動報酬、非金銭報酬は採用しておりません。

この固定報酬に関しては、取締役としての役位に応じた年額の基準額を12か月で案分した月例金額を毎月支給することとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に関わる委任に関する事項

当事業年度におきましては、2024年6月27日開催の取締役会において各取締役の報酬額の決定を代表取締役社長遠藤秀男に一任する決議を行い、決定を行っております。取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境や経営状況を最も把握し、各取締役の職責の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであると取締役会が判断したためであります。その際には、経営企画室担当取締役および人事企画部担当取締役と協議の上、その内容に従って取締役社長が決定を行っております。

④ 取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、決定方針との整合性を含め世間一般的な水準、担当職務、業績、貢献度を総合的に勘案し、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等は妥当であると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	井 上 幹 世	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しているほか、その他の重要な会議に出席いたしました。なお、同氏は特定社会保険労務士としての長年の経験と幅広い見識を有しており、当社社員の働き方改革や、女性のキャリア形成支援等に貢献していただくことを期待しております。当社取締役会においては、人事制度改定や人員計画について専門的知見に基づいた意見や助言を行い、組織活性化と経営基盤強化に貢献する等、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
取 締 役	植 田 祐 一 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しているほか、その他の重要な会議に出席いたしました。なお、同氏は金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知識および経営に対する高い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会においては、経営課題に関して建設的な議論と問題解決に向けた提案を行い、経理・財務に関する提言と助言もあわせて行う等、当社の業務執行に対する妥当性や適正性を確保する役割を果たしていただいております。
監 査 役	中 野 里 高 紀	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。同氏は、税理士として培われた専門知識と豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会、監査役会において、税理士としての専門的見地から主に会計処理や業務改善計画等について、議案審議を通じて内容の妥当性や適正性を確保するための発言、助言をいただいております。
監 査 役	秋 津 芳 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。同氏は、金融機関における長年の経験による財務等に関する知見および経営に関する見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会、監査役会において、経理・財務に関する豊富な知見および企業経営の観点から、資本効率向上に向けた支援や財務健全性の発言・提言をいただく等、当社の健全性を確保するための適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人東陽監査法人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

28百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当と認め、報酬等に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当の継続を重視しており、会社の経営成績および財政状態ならびに今後の見通し等を総合的に勘案しながら、積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および事業規模拡大のための設備投資資金等に有効活用し、売上拡大、株主資本比率の更なる向上を図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、2025年5月27日開催の取締役会決議により、1株につき5円（中間配当金とあわせ7.5円）とさせていただきます。なお、支払開始日（効力発生日）は2025年6月13日とさせていただきます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>           |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>13,607</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>16,200</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,065         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 4,788         |
| 受 取 手 形                | 43            | 短 期 借 入 金                    | 9,136         |
| 売 掛 金                  | 1,077         | 1 年以内償還予定の社債                 | 46            |
| 商 品                    | 9,877         | リ ー ス 債 務                    | 286           |
| 仕 掛 品                  | 10            | 未 払 法 人 税 等                  | 126           |
| 貯 蔵 品                  | 20            | 建 物 解 体 費 用 引 当 金            | 142           |
| そ の 他                  | 512           | そ の 他                        | 1,674         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>21,303</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>9,671</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>18,624</b> | 長 期 借 入 金                    | 7,432         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 5,855         | リ ー ス 債 務                    | 636           |
| 土 地                    | 12,174        | 長 期 未 払 金                    | 141           |
| リ ー ス 資 産              | 466           | 資 産 除 去 債 務                  | 724           |
| 建 設 仮 勘 定              | 27            | そ の 他                        | 736           |
| そ の 他                  | 101           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>25,871</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>85</b>     | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>         |               |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,593</b>  | <b>株 主 資 本</b>               | <b>8,666</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 610           | 資 本 金                        | 2,902         |
| 長 期 貸 付 金              | 302           | 資 本 剰 余 金                    | 3,435         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 1,208         | 利 益 剰 余 金                    | 2,345         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 334           | 自 己 株 式                      | △17           |
| そ の 他                  | 140           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>373</b>    |
| 貸 倒 引 当 金              | △3            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 207           |
|                        |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 165           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>34,911</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>9,039</b>  |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>34,911</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 33,228 |
| 売上原価            |     | 23,297 |
| 売上総利益           |     | 9,931  |
| 営業収入            |     | 1,317  |
| 営業総利益           |     | 11,249 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 11,128 |
| 営業利益            |     | 120    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 7   |        |
| その他の営業外収益       | 62  | 69     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 164 |        |
| その他の営業外費用       | 80  | 245    |
| 経常損失            |     | △55    |
| 特別利益            |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 362 |        |
| 違約金収入           | 37  | 399    |
| 特別損失            |     |        |
| 減損損失            | 273 |        |
| 店舗閉鎖損失          | 1   | 274    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 69     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 93  |        |
| 法人税等調整額         | 24  | 118    |
| 当期純損失           |     | △48    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | －      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |     | △48    |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

当社の子会社、(株)ジャンボ、(株)システック、(株)ジェイ・イー・サービスの計3社を連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

当社の非連結子会社のディ・アイ・ワイ流通事業協同組合は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社のディ・アイ・ワイ流通事業協同組合は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- |                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定） |
| ・ 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                              |

##### ② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産 主として売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

##### ② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

##### ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

建物解体費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売に係る収益認識

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にDIY用品、園芸・ペット・カーレジャー用品、家庭用品を取扱うホームセンター事業とハードウェアショップおよびアウトドアショップから構成される専門店事業における商品の販売をはじめとした契約活動によるものであり、これらの契約活動は、その財またはサービスが顧客に引渡された時点で顧客が支配を獲得することから、顧客への引渡し時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。ただし、商品が発送される場合等の当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、契約活動のうち、当社および連結子会社が代理委託契約に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 他社が発行する共通ポイント制度に係る収益認識

営業取引時に他社が顧客へ発行している共通ポイントカード制度においては、取引価格からカード会員に付与されたポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ対象

借入金および外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常業務を遂行するうえで金利・為替変動のリスクを調整・コントロールするため、金利スワップ・為替予約等のヘッジ手段を利用することがあります。なお、投機目的やトレーディング目的ではヘッジ手段を利用しない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約および特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## ② 退職給付に係る会計処理の方法

### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### (1) 店舗の減損

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 273百万円、店舗の固定資産 14,585百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (算出方法)

当社グループは、ホームセンター事業および専門店事業については店舗毎に資産をグルーピングし、減損の兆候の把握および認識の判定を行っております。減損の兆候が把握された資産グループのうち、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回っている店舗の固定資産に対して減損損失を認識しております。

##### (主要な仮定)

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる翌連結会計年度以降の営業利益については、各店舗の過年度実績に加えて、商品構成の拡充に伴う収益力向上や、集客力強化等の取り組みが各店舗において計画どおり遂行されているものと仮定しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各店舗の営業利益は商圏環境の変化によって影響を受けるため、当社グループの予測と実績が乖離し、翌連結会計年度の営業利益が大幅に減少した場合、割引前将来キャッシュ・フローの減少を招き、店舗の固定資産の減損損失の認識計上が必要となる可能性があります。

(2) 賃貸目的で保有する不動産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、賃貸目的で保有する不動産 3,162百万円

(注)当連結会計年度においては減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(算出方法)

当社グループは、賃貸目的で保有する不動産について、賃貸物件毎に資産のグルーピングを行い、減損の認識の兆候の把握および認識の判定を行っております。賃貸不動産のうち時価が帳簿価額を著しく下回っていることにより、減損の兆候が識別されている賃貸物件がありますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の賃貸収入と当該物件の正味売却価額を基礎として算定しております。

(主要な仮定)

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる将来の賃貸収入については、過年度の賃料水準が今後も継続するものと仮定しております。また、当連結会計年度末の正味売却価額が将来においても重要な変動はないものと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

賃貸不動産に係る将来の賃貸収入や、当該物件の正味売却価額は、経営環境の変化等により影響を受けるため、将来の賃貸収入等が大幅に減少した場合、割引前将来キャッシュ・フローの減少を招き、賃貸不動産の固定資産の減損損失の認識計上が必要となる可能性があります。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額5百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 定期預金（短期） | 372百万円    |
| 建物       | 1,624百万円  |
| 土地       | 10,522百万円 |

(2) 担保に係る債務

|             |          |
|-------------|----------|
| 短期借入金       | 3,786百万円 |
| 1年以内償還予定の社債 | 46百万円    |
| 長期借入金       | 6,531百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,648百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式

6,857,497株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                | 株式の種類 | 配 当 金 の<br>総 額<br>( 百 万 円 ) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|--------------------|-------|-----------------------------|------------------------|------------|-------------|
| 2024年5月28日<br>取締役会 | 普通株式  | 17                          | 2.50                   | 2024年3月31日 | 2024年6月13日  |
| 2024年11月7日<br>取締役会 | 普通株式  | 17                          | 2.50                   | 2024年9月30日 | 2024年12月10日 |
| 計                  |       | 34                          |                        |            |             |

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                | 株式の種類 | 配 当 金 の<br>総 額<br>( 百 万 円 ) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 (円) | 配当の原資 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|--------------------|-------|-----------------------------|------------------------|-------|------------|------------|
| 2025年5月27日<br>取締役会 | 普通株式  | 34                          | 5.00                   | 利益剰余金 | 2025年3月31日 | 2025年6月13日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み

当社グループは余剰資金を短期的な預金を中心に運用し、新規出店等の設備投資に必要な資金は銀行借入および社債にて調達しております。

また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない予定であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、主として顧客がクレジットカード決済を行ったことによるものであり、信用リスクにさらされておりますが、信用度の高いクレジット会社を相手先とし、各クレジット会社の期日管理および残高管理を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主として新規出店時に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる敷金および建設協力金であり、信用リスクにさらされておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものであり、主として国内取引に係るものであります。

短期借入金、運転資金に係るものであります。社債、長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は主として設備投資に係るものであります。変動金利の借入金および社債は支払金利の変動リスクにさらされておりますが、変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジの有効性の評価方法については金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建営業債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引およびオプション取引、金利関連では借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価     | 差額  |
|-------------------|------------|--------|-----|
| (1) 投資有価証券        |            |        |     |
| その他有価証券（※2）       | 610        | 610    | —   |
| (2) 長期貸付金         | 302        | 306    | 3   |
| (3) 敷金及び保証金       | 1,208      | 1,137  | △71 |
| 資産計               | 2,121      | 2,053  | △67 |
| (1) 社債（※3）        | 46         | 46     | 0   |
| (2) 長期借入金（※4）     | 10,004     | 9,983  | △20 |
| (3) リース債務（※5）     | 923        | 916    | △6  |
| 負債計               | 10,973     | 10,947 | △26 |
| デリバティブ取引          |            |        |     |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | (0)        | (0)    | —   |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの  | —          | —      | —   |
| デリバティブ取引計         | (0)        | (0)    | —   |

（※1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を除く）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券の「その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は0百万円であります。

（※3）1年以内償還予定の社債を含んでおります。

（※4）1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※5）1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分                     | 時価   |      |      |     |
|------------------------|------|------|------|-----|
|                        | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券<br>其他有価証券<br>株式 | 610  | —    | —    | 610 |

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分               | 時価   |       |      |       |
|------------------|------|-------|------|-------|
|                  | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期貸付金            | —    | 306   | —    | 306   |
| 敷金及び保証金          | —    | 1,137 | —    | 1,137 |
| 社債               | —    | 46    | —    | 46    |
| 長期借入金            | —    | 9,983 | —    | 9,983 |
| リース債務            | —    | 916   | —    | 916   |
| デリバティブ取引<br>通貨関連 | —    | (0)   | —    | (0)   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期貸付金 敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年以内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債（1年以内償還予定の社債を含む）は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む） リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップおよび為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は静岡県その他地域において賃貸用の店舗建物（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は577百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額（百 万 円） |            |            | 当連結会計年度末の時価<br>（百万円） |
|----------------------------|------------|------------|----------------------|
| 当連結会計年度期首残高                | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                      |
| 4,395                      | △45        | 4,350      | 3,188                |

- （注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、増加額は38百万円、減少額は減価償却費等（83百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額であります。

## 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                 | 報告セグメント           |           |        | その他<br>(注) | 合計     |
|-----------------|-------------------|-----------|--------|------------|--------|
|                 | ホーム<br>センター<br>事業 | 専門店<br>事業 | 計      |            |        |
| D I Y用品         | 7,439             | —         | 7,439  | —          | 7,439  |
| 園芸・ペット・カーレジャー用品 | 8,983             | —         | 8,983  | —          | 8,983  |
| 家庭用品            | 7,863             | —         | 7,863  | —          | 7,863  |
| ハードウェアショップ      | —                 | 5,446     | 5,446  | —          | 5,446  |
| アウトドアショップ       | —                 | 2,458     | 2,458  | —          | 2,458  |
| その他             | —                 | —         | —      | 1,037      | 1,037  |
| 顧客との契約から生じる収益   | 24,286            | 7,904     | 32,190 | 1,037      | 33,228 |
| その他の収益          | —                 | —         | —      | —          | —      |
| 外部顧客への売上高       | 24,286            | 7,904     | 32,190 | 1,037      | 33,228 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、木材およびD I Y関連商品の卸売事業、ソフトウェア開発・販売事業、ビルメンテナンス・清掃・警備業務の受託事業、ショッピングセンターの運営管理事業等を含んでおります。

2. 連結損益計算書の営業収入1,317百万円は、「顧客との契約から生じる収益」および「その他の収益」には含んでおりません。当該営業収入を分解した情報は、「顧客との契約から生じる収益」（売電収入等）358百万円および「その他の収益」（賃貸収入）959百万円であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。また、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件によって概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## ①契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度の契約負債の残高は以下のとおりです。

前受金（期首残高） 61百万円（期末残高） 56百万円

前受金は、当社が顧客との契約から財・サービスの提供までに一定期間を要する場合等に、手付金として顧客から受取るものであり、収益の認識に伴い充足されます。なお、当連結会計年度に残存履行義務に配分された取引価額の総額は1,645百万円であり、履行義務が充足され識別した収益の金額は1,649百万円であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,321円99銭 |
| 1株当たり当期純損失 | △7円08銭    |

## 減損会計に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所         | 用 途 | 種 類      |
|-------------|-----|----------|
| 愛知県一宮市 他10件 | 店舗  | 建物及び構築物等 |

当社グループは、ホームセンター事業および専門店事業については各店舗にグルーピングし、その他の事業については各事業部にグルーピングして減損損失を認識しております。

ホームセンター事業および専門店事業においては、近隣の同業他社との厳しい競争の結果、営業損益の悪化が予想される店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（273百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物189百万円、リース資産52百万円、有形固定資産のその他11百万円、未經過リース料19百万円であります。

なお、各資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないものとして算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(DCMホールディングス株式会社との株式交換契約締結について)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、DCMホールディングス株式会社（以下「DCMホールディングス」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の結果、DCMホールディングスは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社の株式は2025年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2025年8月27日）となる予定です。

### (1) 本株式交換の目的

わが国の事業環境に目を向けると、国内外における不透明な経済環境や、消費を取り巻く大きな環境変化により、小売業界、ホームセンター業界における企業間競争はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。

DCMホールディングスは、2006年9月に、ホームセンター事業を主として行う株式会社カーマ、ダイキ株式会社、ホームック株式会社の3社による共同株式移転により商号をDCM Japan ホールディングス株式会社として設立された持株会社で、同年9月、DCMホールディングスの株式は東京証券取引所市場第一部、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）に上場いたしました。2009年9月に、DCMホールディングスの普通株式（以下「DCMホールディングス株式」といいます。）は、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所における上場を廃止しております。また、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、DCMホールディングス株式は2025年5月9日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しております。DCMホールディングスは、2010年6月1日に商号をDCMホールディングス株式会社に変更し、2015年3月1日には連結子会社である株式会社カーマ、ダイキ株式会社、ホームック株式会社の商号をそれぞれDCMカーマ株式会社（以下「DCMカーマ」といいます。）、DCMダイキ株式会社（以下「DCMダイキ」といいます。）、DCMホームック株式会社（以下「DCMホームック」といいます。）に変更しております。2015年7月1日には株式会社サンワドー（同日付でDCMサンワ株式会社に商号変更。以下「DCMサンワ」といいます。）を、2016年12月1日に株式会社くろがねや（同日付でDCMくろがねや株式会社に商号変更。以下「DCMくろがねや」といいます。）を株式交換により完全子会社化し、2023年11月20日には株式会社ケーヨーを連結子会社化するなど、「奉仕・創造・団結」というDCMホールディングスの理念に賛同し、2つの“DCM”（「Demand Chain Management＝お客さま視点からの流通改革」と「Do Create Mystyle＝くらしの夢をカタチに」）の具現化を共に目指す企業と統合することにより、積極的に事業範囲の拡大と事業基盤の拡充を図ってまいりました。

DCMホールディングスは、環境の変化に柔軟に対応し、社会に望ましい仕組み、企業文化を創造することで、社会に不可欠な存在となることを目指し、そのために、商品開発の強化、「コト」を重視した商品提案力を向上し、「便利さ」「楽しさ」「価値ある商品」を提案し、お客さまから支持される「魅力ある店づくり」に取り組んでおります。お客さまの「モノ」から「コト」への消費行動の変化、高齢化や人口減少といった社会環境の変化、Eコマース（注1）やキャッシュレス決済の利用拡大といった日本経済におけるデジタル技術の変化や進化に対して、これまで以上に迅速かつ効果的に対応していくために、DCMホールディングスが営むホームセンター事業の全てをDCM株式会社へ事業継承させた上で、子会社であるホームセンター事業会社のDCMカーマ、DCMダイキ、DCMホームック、DCMサンワ及びDCMくろがねやの5社を2021年3月1日付でDCM株式会社に統合し、2022年9月1日には全国の店舗名称をDCMに統一しております。また、北海道函館市を中心にホームセンターを展開する株式会社テオーリテリ

ングと栃木県を中心に展開する株式会社カンセキに対して、資本業務提携に基づく商品供給を行っております。また、2022年3月24日には、家電を主軸に幅広い商品を販売する専門店E C事業会社であるエクспライズ株式会社を完全子会社化いたしました。E C事業会社がDCMグループに加わったことで、リアル店舗を中心にホームセンター事業を営むDCM株式会社とともに、お客さまの利便性向上に取り組み、DCMグループの更なる成長につなげてまいりました。また、今後の競争力強化のためには高い専門性を追求していくことが必要と認識しており、DCMホールディングスにおいては、職人向けのプロショップ店舗の展開や園芸、DIY、レジャーなどの商品・売場の強化に取り組んでおります。なお、2025年5月9日現在において、DCMグループは、39都道府県に845店舗を展開しております。

（注1）Eコマース（Electronic Commerce）とは、インターネットなどのネットワークを介して契約や決済などを行う取引形態のことで、E Cともいいます。

一方、当社は、1939年5月に静岡県富士市で遠藤材木店として創業し、1962年7月に株式会社遠藤材木店の設立を経て、1975年6月に現在の社名である株式会社エンチャーに商号を変更いたしました。その後、当社株式は、1986年11月に社団法人日本証券業協会に株式を登録、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場し、2010年4月にジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場、2013年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、2025年5月9日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。当社は、新規店舗の開設等に必要な資金を調達することを目的に当社株式を株式市場へ上場し、現在に至っておりますが、長年にわたる株式市場への上場は、こうした既存事業拡大に要する資金の調達だけではなく、当社の知名度やブランド力を向上させ、その結果、新規事業の立上げや強化にも役立ってきたと考えております。

当社は、「世界のDIY業界の中で主要な企業になる」、「どこよりも親切で誰からも愛される企業になる」を経営理念に、DIY（Do It Yourself）の支援に努めており、1974年にホームセンター1号店「ジャンボエンチャー富士店」を静岡県富士市に出店して以来、2025年5月9日現在、ホームセンター事業を基幹事業として、静岡県を中心に、グループ全体で3県に57店舗を展開しております。当社は、DIYを通じて地域の皆様の暮らしをより良く快適にし、地域の皆様に愛され支持を頂くことが、持続可能な「循環型社会の実現」に繋がっていく重要な経営戦略であると捉え、具体的には以下のような取組みを行っております。

- ① ホームセンター店舗には「DIYアドバイザー」が常駐しており、DIYへの正しい理解の促進や助言指導を行うことで、住まいに関した様々な困りごとについての相談や解決方法のご提案を行っております。また、「DIYアドバイザー」をはじめとした、暮らしに関連する従業員の資格取得へも積極的に支援しております。
- ② 「DIY女子倶楽部」イベントを定期的に開催し、DIYを楽しむ女性会員の増加に注力しております。
- ③ 災害等の有事の際には、出店エリアの各市町村と災害協定を締結し、物資提供支援を行うこととしております。

以上のように、静岡県を地盤として、DIYに高い専門性を持つ人材を育成し、地域最大級のDIYホームセンターとして誰からも必要とされることに加えて、ホームセンター以外の業態であるアウトドアショップやプロショップ、ペットショップなども展開し、地域の皆様にとってかけがえのない存在を目指してまいりました。他方で、当社が持続的成長を図って行くためには、人手不足や競争激化等の環境変化を機敏に捉え、当社の強みを伸張させ、業務・制度改革に取り組み、組織力を強化して行く必要があると認識しております。そこで従来からの重点課題である「収益力向上」「集客力強化」「働き方改革」を発展させ、「3つの進化（仲化・深化・新化）で企業価値を高める」をスローガンとした『第62－64期中期経営計画』（以下「当社中期経営計画」といいます。）を策定し、達成に向けて取り組んでま

いりました。

もっとも、当社を取り巻く事業環境については、業態を超えた販売競争が更に激化している中、原材料価格の高騰に起因する販売価格の上昇が個人消費の停滞に大きく影響していることに加えて、物流費、光熱費、人件費等の店舗運営コストの上昇も企業収益を圧迫しており、当社中期経営計画に基づく成長の達成は、厳しい状況となっていたことから、当社は、2024年6月頃より、他社との提携について検討を開始いたしました。そして、当社は、複数の企業の中から検討した結果、当社の出店ドミナント地域の環境や、昨今の物流問題、当社の合理化をスムーズに行う環境整備等を勘案し、DCMホールディングスに対して、DCMホールディングスと当社の経営統合に関する初期的な打診を行いました。

DCMホールディングスは、当社からの上記打診を受け、当社との経営統合について検討を開始し、当社からの打診を慎重に検討した結果、DCMホールディングスは、当社との経営統合により両社の有する人材、資産、ノウハウ等の経営資源を活用することが可能となり、企業価値向上に資するとの認識に至りました。

そして、DCMホールディングスは、2024年12月26日、当社に対して、本経営統合に関する法的拘束力のない意向表明書を提出したところ、当社は、2025年2月3日、DCMホールディングスに対して、本経営統合について両社間で本格的な協議を開始したい旨の回答書を提出いたしました。その後、両社は、本経営統合に関して具体的な検討及び協議を開始し、本経営統合の実現により以下のシナジーが想定されると判断いたしました。

本経営統合の実現により、想定されるシナジーは以下のとおりです。

#### ① 仕入・販売促進・システム・物流体制

DCMブランドのプライベートブランド商品を含め、共通商品の導入によりスケールメリットを活かした値入改善、販売促進の効果拡大を見込むとともに、システム・物流網の再構築により、より効率的な経営体制の構築が可能になると考えております。

#### ② 店舗開発・運営

両社の店舗開発機能及び店舗管理・運営等のノウハウを共有することにより、より効率的かつ機動的な出店、店舗運営が可能になると考えております。

#### ③ 本社・本部機能の合理化

本社・本部機能をDCMホールディングスに集約することにより、中部エリアの特性に合わせた営業施策の打ち出しや迅速な対応、また本社・本部コストの低減を図ることが可能になると考えております。

#### ④ 人材交流

両社の人材が持つノウハウを互いに共有しあうことによって、他のホームセンターや小売業にはない専門性を発揮し、業界の中で高い競争力、高い顧客満足度を誇る店舗運営が可能になると考えております。

また、上記に加えて、DCMグループは、グループ店舗が少ない地域である静岡県の地盤やノウハウを新たにグループに迎えることで、顧客層の拡大を見込んでおります。

一方、下記のとおり、当社株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、上場廃止となる予定ですが、当社株式の非公

開化に伴い、当社においては、上場企業である限り発生する上場維持費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場企業として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等の負担が軽減され、より一層、事業成長のために経営資源の集中を図ることも可能になると考えております。なお、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場企業として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが一般的に挙げられますが、本経営統合後においては、DCMホールディングスのグループファイナンスによって、必要な資金を確保することが可能であり、また、DCMホールディングスが東京証券取引所プライム市場に株式を上場させている企業として既に十分な知名度や社会的信用を有しており、当社がDCMホールディングスの完全子会社となることによって、むしろ当社の知名度や社会的信用の向上に資すると考えられることから、当社株式の上場廃止によるデメリットは特段想定しておりません。

また、両社は、想定されるシナジー等の検討と並行して、複数回にわたり本株式交換の条件に係る協議・交渉を重ね、総合的に検討した結果、本株式交換により、当社がDCMホールディングスの完全子会社となり、DCMグループに合流することが、相互に相乗効果を引き出し、両社及びDCMグループ全体の企業価値の向上に資し、それぞれの株主の皆様の利益となるものであるとの認識で一致したことから、2025年5月9日、両社の取締役会において、本経営統合及び本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、当社株式は、本日開催の当社の定時株主総会での承認を前提に上場廃止となるものの、上記のとおり、上場廃止に伴うデメリットは特段想定されず、また、当社の株主の皆様において不利益が生じることはなく、本経営統合は当社ひいてはDCMグループ全体の企業価値向上のための最善の策だと判断しております。

今後は、新たな仲間とともに、事業拡大に加え、スケールメリットを活かした仕入構造改革、コスト低減等の様々なシナジー効果を具体化することで、当社の成長ひいてはDCMグループ全体の更なる成長を図るとともに、これまで培ってきたDCMホールディングスの経営資源やノウハウを活用し、両社共に、今まで以上に地域のお客様に支持される店舗づくりを目指してまいります。

## (2) 本株式交換の要旨

### ① 本株式交換の日程

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 定時株主総会に係る基準日（当社）        | 2025年3月31日     |
| 本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社） | 2025年5月9日      |
| 本株式交換契約締結日（両社）          | 2025年5月9日      |
| 本株式交換契約承認定時株主総会（当社）     | 2025年6月27日（予定） |
| 最終売買日（当社）               | 2025年8月27日（予定） |
| 上場廃止日（当社）               | 2025年8月28日（予定） |
| 本株式交換の効力発生日             | 2025年9月1日（予定）  |

（注1） DCMホールディングスは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 本株式交換は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。

(注3) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他事由により、又は両社の合意により変更されることがあります。

## ② 本株式交換の方式

DCMホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

なお、本株式交換は、DCMホールディングスについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、当社については、本日開催の当社の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、2025年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

## ③ 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名                 | DCMホールディングス<br>(株式交換完全親会社)      | エンチャー<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|---------------------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率    | 1                               | 0.85                 |
| 本株式交換により<br>交付する株式数 | DCMホールディングスの普通株式：5,812,153株（予定） |                      |

### (注1) 株式の割当比率

エンチャー株式1株に対して、DCMホールディングス株式0.85株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

### (注2) 本株式交換により交付するDCMホールディングス株式の数

DCMホールディングスは、本株式交換に際して、DCMホールディングス株式5,812,153株（予定）を、DCMホールディングスが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、DCMホールディングスを除きます。）に対して割当交付する予定です。また、交付する株式は、DCMホールディングスが保有する自己株式5,812,153株を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じ

て取得する株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する株式数は、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、DCMホールディングスの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することになる当社の株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、DCMホールディングスに対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、DCMホールディングス株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のDCMホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

④ 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

注：本株式交換に係る割当ての内容の根拠等の詳細につきましては、2025年5月9日公表の「DCMホールディングス株式会社と株式会社エンチャーとの株式交換契約の締結(簡易株式交換)に関するお知らせ」をご参照ください。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                   | 金 額    |
|-----------------|--------|-----------------------|--------|
| (資 産 の 部)       |        | (負 債 の 部)             |        |
| 流 動 資 産         | 12,422 | 流 動 負 債               | 15,731 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,253  | 買 掛 金                 | 4,652  |
| 売 掛 金           | 958    | 短 期 借 入 金             | 9,071  |
| 商 品             | 9,767  | 1 年以内償還予定の社債          | 46     |
| 貯 蔵 品           | 20     | リ ー ス 債 務             | 282    |
| 前 払 費 用         | 268    | 未 払 金                 | 42     |
| 未 収 収 益         | 15     | 未 払 法 人 税 等           | 94     |
| 未 収 入 金         | 137    | 未 払 費 用               | 930    |
| そ の 他           | 1      | 前 受 金                 | 56     |
| 固 定 資 産         | 21,425 | 前 受 収 益               | 88     |
| 有 形 固 定 資 産     | 18,806 | 建 物 解 体 費 用 引 当 金     | 142    |
| 建 物             | 5,365  | そ の 他                 | 323    |
| 構 築 物           | 425    | 固 定 負 債               | 9,622  |
| 機 械 及 び 装 置     | 21     | 長 期 借 入 金             | 7,458  |
| 車 両 運 搬 具       | 1      | リ ー ス 債 務             | 632    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 73     | 長 期 未 払 金             | 139    |
| 土 地             | 12,432 | 資 産 除 去 債 務           | 724    |
| リ ー ス 資 産       | 458    | そ の 他                 | 667    |
| 建 設 仮 勘 定       | 27     | 負 債 合 計               | 25,353 |
| 無 形 固 定 資 産     | 82     | (純 資 産 の 部)           |        |
| 借 地 権           | 60     | 株 主 資 本               | 8,300  |
| 電 話 加 入 権       | 22     | 資 本 金                 | 2,902  |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 2,536  | 資 本 剰 余 金             | 3,435  |
| 投 資 有 価 証 券     | 572    | 資 本 準 備 金             | 3,435  |
| 関 係 会 社 株 式     | 210    | 利 益 剰 余 金             | 1,979  |
| 出 資 金           | 0      | 利 益 準 備 金             | 298    |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 2      | そ の 他 利 益 剰 余 金       | 1,680  |
| 長 期 貸 付 金       | 302    | 別 途 積 立 金             | 1,500  |
| 長 期 前 払 費 用     | 85     | 繰 越 利 益 剰 余 金         | 180    |
| 前 払 年 金 費 用     | 70     | 自 己 株 式               | △17    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 1,204  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       | 194    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 50     | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 194    |
| そ の 他           | 40     | 純 資 産 合 計             | 8,494  |
| 貸 倒 引 当 金       | △3     |                       |        |
| 資 産 合 計         | 33,848 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計       | 33,848 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     |   | 金 額 |        |
|-------------------------|---|-----|--------|
| 売 上                     | 高 |     | 32,191 |
| 売 上 原 価                 | 価 |     | 22,590 |
| 売 上 総 利 益               | 益 |     | 9,601  |
| 営 業 収 入                 | 入 |     | 1,093  |
| 営 業 総 利 益               | 益 |     | 10,694 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 費 |     | 10,649 |
| 営 業 利 益                 | 益 |     | 45     |
| 営 業 外 収 益               | 益 |     |        |
| 受 取 利 息                 | 息 | 7   |        |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 益 | 70  | 78     |
| 営 業 外 費 用               | 用 |     |        |
| 支 払 利 息                 | 息 | 164 |        |
| 社 債 利 息                 | 息 | 0   |        |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 用 | 79  | 244    |
| 経 常 損 失                 | 失 |     | △120   |
| 特 別 利 益                 | 益 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 益 | 362 | 362    |
| 特 別 損 失                 | 失 |     |        |
| 減 損 損 失                 | 失 | 273 |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失             | 失 | 1   | 274    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 失 |     | △32    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |   | 51  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           |   | 23  | 75     |
| 当 期 純 損 失               | 失 |     | △107   |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エンチャー  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所  
指定社員 公認会計士 安達 則嗣  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 橋本 健太郎  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンチャーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月9日開催の取締役会において、DCMホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エンチャー  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所  
指定社員 公認会計士 安達 則嗣  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 橋本 健太郎  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンチャーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月9日開催の取締役会において、DCMホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社エンチャー 監査役会

|       |     |   |   |   |
|-------|-----|---|---|---|
| 常勤監査役 | 長谷川 | 英 | 一 | 印 |
| 社外監査役 | 中野里 | 高 | 紀 | 印 |
| 社外監査役 | 秋   | 津 | 芳 | 印 |

以 上

## **1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針について、次のとおり決議しております。

### **(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は当社グループの取締役、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス基本規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社グループの取締役および使用人が直接通報を行うことができる内部通報体制を構築し独立性を維持した運用を行うこととする。
- ③ 当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める「企業行動指針」に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

### **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切にかつ確実に保存・管理することとする。

### **(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社グループのリスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### **(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ② 当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、社内規程において定めることとする。

### **(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の内部統制監査室は当社グループの業務全般を監査し、その結果を適時関係者に報告する。  
また、当社は「内部統制委員会」を設置し当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② 子会社の重要な案件についてはあらかじめ当該子会社と協議し当社取締役会が決議する。  
また、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人事については監査役の意見を尊重する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役および使用人は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

**(7) 当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社グループの取締役および使用人は当社監査役から業務執行に関する事項、またはコンプライアンスに関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当社グループの取締役および使用人は直接、間接を問わず法令違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに当社監査役に報告する。

また、内部統制監査室は当社グループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

**(8) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

(1)項②号の内部通報体制において、監査役に報告した者が、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないことを明記する。

**(9) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

**(10) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、社内の重要課題等を把握し必要に応じて意見を述べることができる。

**(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当連結会計年度における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

- ・当社は、当事業年度において内部統制委員会を適宜開催し、内部統制体制の確立、浸透、定着を図っております。
- ・当社は「社内通報規程」に基づき、当社グループの取締役および使用人等が直接通報することができるホットライン窓口を設けております。
- ・当社の内部統制監査室は、当社および子会社の監査を行い、その監査結果を経営会議に報告しております。

② リスクマネジメント

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他事象についてリスクの洗い出し、回避策の策定、見直しを行い、リスク管理体制の整備を行っております。
- ・南海トラフ地震等の大規模自然災害や、それらに伴う火災・水害に対応するため、より実践的な災害対策訓練を実施しております。新想定が政府より発表された場合、速やかに事業所ごと策定した災害マニュアルを改定し、最新情報を基にした対応を取ることが可能な体制を整えております。9月には全事業所が所轄の消防署の指導を仰ぎ災害対策訓練を実施、富士市本社とジャンボエンチョー富士店の合同訓練では、営業時間内の発災を想定し、2024年に新しく導入された映像通報システム「Live119」を活用した通報訓練を実施するなど、災害対応力を高めております。
- ・社内で発生する可能性があるコンプライアンス上の課題について、社内会議および研修にて、全従業員を対象にリスクに関するリテラシー教育や事例の共有化を実施しております。それによりコンプライアンス意識を浸透させ、情報漏洩やハラスメントの未然防止に取り組んでおり

ます。また、従業員およびお取引先様に対して、コンプライアンスに関する内部通報窓口を設置しております。通報があった際は、通報者保護の上事実確認を慎重に行い、問題行為が認められた場合は、速やかに是正を行っております。

③ 子会社経営管理

- ・子会社の取締役会を原則毎月第3火曜日に開催し、原則毎月第4火曜日に開催する当社取締役会においてその内容を各子会社の取締役に報告させ、重要な案件については当社取締役会においても付議することとし、子会社の業務執行状況の確認、経営管理を行っております。
- ・当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営内容を把握するため、当社の経営企画室が各子会社に取り締役会資料等の提出を求め、経営状況等の把握を行っております。

④ 取締役の職務執行

- ・当社は「取締役会規程」に基づき、法令または定款に定められた事項および業務執行上の重要事項、ならびに子会社に関する事項について決定を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

- ・当社の監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の遂行状況を監査し、必要がある場合は意見を述べ、説明を受けるとともに重要な決裁書類の閲覧等を行い監査の実効性を図っております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |       |       |         |        | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |               | 純資産合計 |
|----------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|-----------------------|--------------|---------------|-------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金          | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |
| 当連結会計年度期首残高                | 2,902   | 3,435 | 2,427 | △17     | 8,748  | 392                   | 165          | 557           | 9,306 |
| 当連結会計年度変動額                 |         |       |       |         |        |                       |              |               |       |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |       | △34   |         | △34    |                       |              |               | △34   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失            |         |       | △48   |         | △48    |                       |              |               | △48   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |       |         |        | △185                  | 0            | △184          | △184  |
| 当連結会計年度変動額合計               | －       | －     | △82   | －       | △82    | △185                  | 0            | △184          | △267  |
| 当連結会計年度末残高                 | 2,902   | 3,435 | 2,345 | △17     | 8,666  | 207                   | 165          | 373           | 9,039 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |              |           |                 |               |         |             |              |
|-------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------------|---------------|---------|-------------|--------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                 |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |              |
|                               |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |         |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                               |         |           |              |           | 別途積立金           | 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |             |              |
| 当 期 首 残 高                     | 2,902   | 3,435     | 3,435        | 298       | 1,500           | 322           | 2,121   | △17         | 8,442        |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |              |           |                 |               |         |             |              |
| 剰余金の配当                        |         |           |              |           |                 | △34           | △34     |             | △34          |
| 当 期 純 損 失                     |         |           |              |           |                 | △107          | △107    |             | △107         |
| 株主資本以外の<br>項目の当期中の<br>変動額(純額) |         |           |              |           |                 |               |         |             |              |
| 当期変動額合計                       | －       | －         | －            | －         | －               | △142          | △142    | －           | △142         |
| 当 期 末 残 高                     | 2,902   | 3,435     | 3,435        | 298       | 1,500           | 180           | 1,979   | △17         | 8,300        |

|                               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | 375              | 375                    | 8,817     |
| 当 期 変 動 額                     |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                        |                  |                        | △34       |
| 当 期 純 損 失                     |                  |                        | △107      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期中の<br>変動額(純額) | △180             | △180                   | △180      |
| 当期変動額合計                       | △180             | △180                   | △323      |
| 当 期 末 残 高                     | 194              | 194                    | 8,494     |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

|                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| 子会社株式             | 移動平均法による原価法                              |
| その他有価証券           |                                          |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                              |

##### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

|        |     |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|

##### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| 商品         |                                              |
| 店舗在庫商品     | 売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）     |
| 物流センター在庫商品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 貯蔵品        | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）     |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

###### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年 構築物 3～60年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

###### 定額法

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

##### (3) 建物体費費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にDIY用品、園芸・ペット・カーレジャー用品、家庭用品を取扱うホームセンター事業とハードウェアショップおよびアウトドアショップから構成される専門店事業における商品の販売をはじめとした契約活動によるものであり、これらの契約活動は、その財またはサービスが顧客に引渡された時点で顧客が支配を獲得することから、顧客への引渡し時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。ただし、商品が配送される場合等の当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、契約活動のうち、当社が代理委託契約に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

### ② 他社が発行する共通ポイント制度に係る収益認識

営業取引時に他社が顧客へ発行している共通ポイントカード制度においては、取引価格からカード会員に付与されたポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ対象

借入金および外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

通常業務を遂行するうえで金利・為替変動のリスクを調整・コントロールするため、金利スワップ・為替予約等のヘッジ手段を利用することがあります。なお、投機目的やトレーディング目的ではヘッジ手段を利用しない方針であります。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約および特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### (1) 店舗の減損

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 273百万円、店舗の固定資産 14,585百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。

(2) 賃貸目的で保有する不動産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、賃貸目的で保有する不動産 3,699百万円

(注)当事業年度においては減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額5百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 定期預金（短期） | 350百万円    |
| 建物       | 1,608百万円  |
| 土地       | 10,808百万円 |

(2) 担保に係る債務

|             |          |
|-------------|----------|
| 短期借入金       | 3,746百万円 |
| 1年以内償還予定の社債 | 46百万円    |
| 長期借入金       | 6,531百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,359百万円

3. 保証債務

(1) 下記の関係会社等の金融機関よりの借入に対し債務保証を行っております。

|          |      |
|----------|------|
| (株)システック | 5百万円 |
|----------|------|

(2) 下記の関係会社の金融機関よりの借入に対し経営指導念書を差し入れております。

|         |       |
|---------|-------|
| (株)ジャンボ | 40百万円 |
|---------|-------|

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 5百万円   |
| 長期金銭債権 | —      |
| 短期金銭債務 | 210百万円 |
| 長期金銭債務 | 410百万円 |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 売上高        | 1百万円   |
| 仕入高        | 482百万円 |
| 営業収入       | 497百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 497百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2百万円   |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 19,669株 |
|------|---------|

## 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |  |         |
|----------------|--|---------|
| 繰延税金資産         |  |         |
| 減損損失           |  | 467百万円  |
| 未払賞与否認         |  | 49百万円   |
| 長期未払金否認        |  | 32百万円   |
| その他            |  | 334百万円  |
| 繰延税金資産小計       |  | 884百万円  |
| 評価性引当額         |  | △750百万円 |
| 繰延税金資産合計       |  | 133百万円  |
| 繰延税金負債         |  |         |
| その他有価証券評価差額金   |  | △61百万円  |
| 退職給付費用限度超過額    |  | △21百万円  |
| 繰延税金資産純額（△は負債） |  | 50百万円   |

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.86%から30.76%に変更し計算しております。

なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容  | 取引金額 | 科目    | 期末残高 |
|-----|--------------|--------------------|-----------------|--------|------|-------|------|
| 子会社 | ㈱ジェイ・イー・サービス | 所有<br>直接100.0%     | 不動産の賃貸<br>役員の兼務 | 賃貸料の受取 | 478  | 預り保証金 | 350  |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

不動産の賃貸料については、近隣の相場を参考にして決定しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,242円31銭 |
| 1 株当たり当期純損失 | △15円79銭   |

## 減損会計に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所         | 用 途 | 種 類 |
|-------------|-----|-----|
| 愛知県一宮市 他10件 | 店舗  | 建物等 |

当社は、ホームセンター事業および専門店事業については各店舗にグルーピングし、賃貸不動産については賃貸物件毎にグルーピングして減損損失を認識しております。

ホームセンター事業部および専門店事業部においては、近隣の同業他社との激しい競争の結果、営業損益の悪化が予想される店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（273百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳とは建物180百万円、構築物8百万円、工具、器具及び備品11百万円、リース資産52百万円、未経過リース料19百万円であります。

なお、各資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないものとして算定しております。

#### **重要な後発事象に関する注記**

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。